

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の発効に伴う
「高糖度原料糖の関税に関する譲許の便益の適用のための用途証明願の取扱いについて」
の取扱いについて

30 政 統 第 1500 号
平成 30 年 12 月 20 日
政 策 統 括 官 通 知

関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 33 条第 2 項第 2 号に規定する証明書については、高糖度原料糖の関税に関する譲許の便益の適用のための用途証明願の取扱いについて（26 生産第 2448 号）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の発効前に発給された高糖度原料糖の関税に関する譲許の便益の適用のための用途証明書の有効期間の残存期間に限り、当該証明書をもってこれに代えることができることとしたので留意されたい。

以上